

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

|          |                             |  |
|----------|-----------------------------|--|
| 許認可等の内容  |                             | 優良住宅の認定（法人・長期）   |
| 根拠法令及び条項 |                             | 租税特別措置法第62条の3第4項第15号二  |
| 所管部課係名   |                             | まちづくり未来部建築審査課住宅係   |
| 審査基準     | 関係条項                        | 租税特別措置法施行例第38条の4第30項<br>昭和54年3月31日建設省告示第768号<br>新座市土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例<br>制度に係る優良住宅認定事務施行規則 |
|          | 基準<br><br>(未設定の場合はその理由)     | 根拠法令及び関係条項による審査基準  |
|          | 参考事項                        |  |
|          | 設定等年月日                      | 昭和56年3月30日設定（平成21年4月1日最終変更）  |
| 標準処理期間   | 標準処理期間<br><br>(未設定の場合はその理由) | 未設定（前例事務処理がないため）   |
|          | 設定等年月日                      | 平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）  |